

令和7年度食の県外催事強化業務 企画提案プロポーザルに係る質問への回答

(宮城県 農政部 食産業振興課)

該当資料	No	質問内容	質問への回答
その他	1	販売商品の選定に際し、県が保有する県産品リストや事業者情報等をご提供いただけるでしょうか。	販売商品の選定については、仕様書4（1）ロに記載のとおり、受注者にて選定することとしています。なお、受託者へのデータ提供については、依頼があった都度、対応を検討させていただきます。
その他	2	委託料について 委託料に含めることができる項目に制限はあるのかどうか。 県外催事強化業務にあたっては、交通費や宿泊費が重要な費用負担になってくるが、含めることができるか？ また逆に含めることができない項目があれば教えて頂きたい。	交通費や宿泊費を含め、「仕様書 4 業務内容」に記載する業務の実施に要する経費を、見積書に記載してください。なお、募集要領4（3）ホ（ロ）に記載のとおり、販売収益の見込み額がある場合は、経費から差し引いてください。
その他	3	30回の販売会について 大きなイベントの一部として出店することもカウントは可能か？ 例：「百貨店で開催される全国うまいもの市」に出店する場合など	仕様書3※に記載のとおり、百貨店・量販店等のイベントブース、物産イベントへの出店等も、本仕様書の「販売会」に含まれます。
その他	4	見積書について 「会場確保に係る場所代等の費用」については売上に変動する場合が多く、提出する見積書と実際の支払いに差異が出る場合が考えられるが、見積金額については概算でも問題ないか。また見積と差異が発生した場合の対応方法などあれば教えて頂きたい。	売上額に付随する経費については、受注者の提案する売上見込み額（募集要領4（3）ホ（イ）の企画提案書の記載内容の一つ）に基づき算出ください。なお、実際の売上が低迷した場合に係る、発注者からの補填はありません。

仕様書	5	「仕様書 3 業務目的」について 当該販売会出店に関して、宮城県の単県出店や単独開催のものでなければならないのか。具体例として、宮城県・福島県共催の販売会、東北六県が一同に介する販売会やその他地域を超えた複数開催の販売会等といった場合も対象と解して良いか否か。	本仕様書における「販売会」には、「単県出店」や「単独開催」の条件は付していません。
仕様書	6	「仕様書 4 業務内容」について 例えば②記載の発注者が地域を指定し、受注者が会場を選定する販売会等は、準備起点から遠方地と考えられるが、開催地や開催場所となる現地販売事業者等と連携し対応の依頼を行うことは問題ないか。もしくは全会場について実際に出向き立ち会う事を必要とするものか否か。	受注者の立ち会いが必須ではありませんが、仕様書に記載した業務を遂行する必要があります。（例えば、仕様書 4（2）へ（販売員の手配）、（3）イ（現地での販売）、ハ（トラブル対応）など） また、仕様書 6（1）に記載のとおり、業務の一部の再委託を想定する場合は、企画提案書に記載をする必要があります。
仕様書	7	「仕様書 4 業務内容」について 例えば当該販売会に当たるものが 1 週間前後の長期に及ぶものである場合、通期で受注者の立ち合いを必要とするものか否か。	No 6 の回答に同じ。
仕様書	8	「仕様書 4 (2) ハ 会場装飾等」について 会場装飾等の制作物は事前に発注者へ電子データで納品し確認を求めることとなっておりますが、実際の装飾現物の制作過程において、データとして示しうる事が可能な目安・具体的な水準について教えていただく事は可能でしょうか。 例) 販売会に係る販促物のデザイン案データの提出、販売会用のぼり制作デザインデータの提出といった認識で問題ないか否か	制作物に係るデザイン案のデータについて、装飾現物の制作前に納品し、発注者の確認を求めることを想定しており、例示いただいた認識で問題ありません。

仕様書	9 「仕様書 4 (3) ニ 夜間早朝警備」について 必要に応じて開催時間外における会場等の警備手配を行うことが示されておりますが、別紙にて明示のある発注者が会場を指定する販売会の詳細においてその必要有無について把握されておりますでしょうか。一般的な販売会として勘案する際に、開催日数が複数日となる場合には、夜間早朝警備を要するケースも有ることから予めの確認ができればとの質問です。	別紙で指定した6か所については、受注者による夜間早朝警備は不要の予定です（開催日数が複数日になる販売会は、イベントへの出店を予定しており、イベント主催者側で夜間早朝警備を行う予定）。しかし、計画段階であり、今後変更の可能性があります。
-----	--	---

※上記以外の質問にはお答えできませんので御了承ください。